

鈴鹿市公告第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年4月23日

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路  
3・3・91 北勢バイパス
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所  
鈴鹿市都市整備部都市計画課